

あっせん人列伝

第9回 矢吹公敏 会員(39期)



(聞き手：紛争解決センター運営委員会委員 小川亮太郎)

Q1 当センターに向いている事件はどのようなものですか。

ADR一般の話にもなりますが、当センターの手続は迅速性・柔軟性・秘密性・低廉性・専門性といった点で裁判よりも優れていると思います。

迅速性は、長期にわたってあっせんを行っても中々まとまることはないこともあり、私があっせん人を務めるときは3ヶ月くらいで結論が出せるように両当事者と話しています。

柔軟性については、当事者の希望に沿ってなし得る解決方法を模索できます。

秘密性を挙げたのは、裁判が原則公開であるのと異なり、当事者のみの参加で非公開の手続といえるからです。

また、ADRは、裁判と比べて費用を抑えることができるケースが多く、低廉性を有していると思います。

専門性については、当センターでは医療ADR・金融ADRがあり、また専門分野に応じてあっせん人があるので専門性を要求される分野にも対応できます。

Q2 当センターの良さはどのような点で出ますか。

ADRは、一般に金銭面での問題解決に適していると言われていています。それ以外にも、第三者の意見があれば解決する事件にも適していると思います。

例えば、インターネット上の誹謗中傷行為等により、プロバイダへの発信者情報開示請求がされることがあります。この場合、プロバイダは発信者と請求者との板挟みになるため、公正な第三者の意見を踏まえて開示するか否か検討する必要があります。実際、私がプロバイダの代理人を務め、当センターに申立てをしたところ、開示すべきという意見を早期に出してもらい、プロバイダは発信者情報開示請求に応じたことがありました。

このように第三者の意見を必要とする事件の手続として当センターのADRを利用することも可能だと思います。紛争の最終的な解決手段としては裁判になるか

もしれませんが、裁判に至らずに解決する手続として簡易に利用できるメリットがあると思います。

Q3 あっせん人として心がけていることは何ですか。

私は、目標としてあっせん手続を3回で解決することを心がけています。そのためには1回の期日を充実したものにすることが必要であり、あっせん人としても事前の準備が必要です。申立書をよく読み、事実関係や争点の把握をします。また、不明な点については、第1回期日までに調査を終えておく必要があります。

ADRは勝ち負けをつける手続ではなく、当事者が話し合いによって解決することを促す手続ですから、双方に解決の意欲を高めさせる必要があります。私は、最後の金額の調整以外では、原則として双方対席で行い、双方の話をよく聞くように心がけています。また、紛争になるときは、法的な問題だけでなく、感情の問題もあります。そうしたケースでは、申立人・相手方がそれぞれの相手の気持ちを理解することが大切だと感じています。そのため、双方に争点について意見を交換してもらい、互いの理解を深めて、解決の糸口を考えてもらいます。あっせん人は聞き手となり、不明な点を確認していきます。そうすることで、双方の理解が深まり、解決していくと考えています。私は、説得するのではなく質問をすることで解決するように心がけています。私があっせん人をするときは期日の6割位は当事者同士の話し合いに当てます。

このように期日に当事者に話し合いをしてもらうためには、当事者にも事前の準備をしてもらう必要があります。そのため、あっせん人としても期日前に当事者に質問をするなどコミュニケーションをしっかりとっておく必要があると思います。こうしたことを心がけているからかうまく解決することが多いと感じています。

矢吹公敏会員プロフィール

日本国(1987年登録)および米国ニューヨーク州(1992年登録)弁護士。東京弁護士会、米国弁護士協会(ABA)、ニューヨーク州弁護士会(NYSBA)所属。現在、当センターあっせん・仲裁人。